

千葉県告示第638号

千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンターの指定管理者の募集

千葉県スポーツ施設設置管理条例（平成3年千葉県条例第23号）第14条第1項、千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第1項及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉県条例第5号）第15条第1項の規定により、千葉県スポーツ施設、千葉県都市公園施設及び千葉県花見川区花島コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉県スポーツ施設管理規則（平成24年千葉県規則第19号）第9条、千葉県都市公園条例施行規則（昭和34年千葉県規則第4号）第19条及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年千葉県規則第9号）第13条の規定により告示します。

令和2年 8月 6日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在他

(1) 千葉県スポーツ施設

| 名称 | 所在地 |
|----------------|--------------------|
| 千葉県高洲スポーツセンター | 千葉県美浜区高洲4丁目2番2号 |
| 千葉県北谷津温水プール | 千葉県若葉区北谷津町327番地の1 |
| 千葉県みつわ台体育館 | 千葉県若葉区みつわ台3丁目3番1号 |
| 千葉県武道館 | 千葉県中央区末広2丁目11番24号 |
| 千葉県宮野木スポーツセンター | 千葉県稲毛区宮野木町2150番地4 |
| 千葉県古市場体育館 | 千葉県緑区古市場町474番地の277 |
| 千葉県相撲場 | 千葉県緑区古市場町474番地336 |
| 千葉県中田スポーツセンター | 千葉県若葉区中田町1200番地1 |
| 千葉県磯辺スポーツセンター | 千葉県美浜区磯辺1丁目50番1号 |

(2) 千葉県都市公園施設

| 公園の名称 | 施設の名称 | 所在地 |
|----------|---------|---------------------|
| 千葉公園 | 水泳プール | 千葉市中央区弁天3丁目1番1号外 |
| | 体育館 | |
| 幸町公園 | 水泳プール | 千葉市美浜区幸町1丁目4番 |
| みつわ台第2公園 | 野球場 | 千葉市若葉区みつわ台3丁目3番1号外 |
| | 庭球場 | |
| | 水泳プール | |
| 古市場公園 | 野球場 | 千葉市緑区古市場町474番地の328外 |
| | 庭球場 | |
| | 水泳プール | |
| 有吉公園 | 野球場 | 千葉市緑区おゆみ野有吉32外 |
| | 庭球場 | |
| | 水泳プール | |
| 稲毛海浜公園 | 野球場 | 千葉市美浜区高浜7丁目1番3号外 |
| | 球技場 | |
| | 庭球場 | |
| | 稲毛屋内運動場 | |
| 袖ヶ浦第4緑地 | 庭球場 | 千葉市美浜区高浜2丁目1番 |
| 花島公園 | 球技場 | 千葉市花見川区花島町303-3外 |
| | 庭球場 | |
| | 体育館 | |
| | トレーニング室 | |
| | 弓道場 | |
| 犢橋公園 | 野球場 | 千葉市花見川区三角町656-4 |
| 昭和の森 | 球技場 | 千葉市緑区土気22外 |
| | 庭球場 | |

(3) 千葉市花見川区花島コミュニティセンター

| 名称 | 所在地 |
|---------------------|-------------------|
| 千葉市花見川区花島コミュニティセンター | 千葉市花見川区花島町 308 番地 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市スポーツ施設設置管理条例及び千葉市スポーツ施設管理規則並びに千葉市都市公園条例及び千葉市都市公園条例施行規則並びに千葉市コミュニティセンター設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請に必要な書類の内容

(1) 千葉市スポーツ施設指定管理者指定申請書、有料公園施設等指定管理者指定申請書及び千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

(2) 指定期間に属する各年度における千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(4) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

(5) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先

(1) 指定申請を受け付ける期間

令和2年9月7日から同年9月11日まで

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 指定申請関係書類の提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参による

イ 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課

6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項による。

7 募集要項の配布方法

次の千葉市ホームページアドレス上で配布する。

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/sports/2020bosyuu.html>

8 問い合わせ先

千葉市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

電話 043-245-5967